

木質バイオマス広域利用モデル形成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県内一円にバランスよく木質バイオマス活用施設を設置することで、未利用間伐材等の木質バイオマスの活用を促進し、化石燃料消費によるCO2の排出抑制を図るとともに、森林資源の循環利用及び地域森林の計画的な整備を推進するため、県内の森林由来の木質バイオマスを活用する市町村、地域協議会、民間事業者等（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において木質バイオマス広域利用モデル形成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業種目、補助対象経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号よるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
- (2) 設計書または製品カタログ（別表1の事業種目1の場合）
- (3) 見積書の写し（別表1の事業種目1の場合）
- (4) 口座の名義及び番号が確認できる通帳の写し
- (5) 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第7号による）
- (7) 木材の安定調達に係る協定書又は覚え書の写し等

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表1の変更要件の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号による。

2 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業完了写真
- (3) その他知事が必要と定める書類

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、補助事業者は様式第5号により、知事に請求するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により事業実施年度の翌年度の6月15日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第8 この要綱により提出する書類は2部とし、地域を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月27日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 木質バイオマス活用拠点形成事業補助金交付要綱（平成24年6月25日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月4日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月21日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

事業名	事業種目	事業実施主体	補助対象経費	補助対象事業量の算出率	変更要件
木質バイオマス広域利用モデル形成事業	1 木質バイオマス活用施設導入支援	市町村・地域協議会・民間事業体等 ただし、県内の森林由来の木質バイオマスを活用する施設に限る。	木質バイオマス発電設備及び木質バイオマスボイラーの整備費（本体及び設置経費）	1 / 2 以内 (1 施設あたり 上限 20,000,000 円)	1 補助金額の 30% 以上の増減 2 施工場所の変更 3 導入機器の変更 4 燃料調達先の変更
	2 未利用バイオマス安定調達支援	木質バイオマス活用施設（ボイラー、発電施設）を管理・運営する市町村・地域協議会・民間事業体等	木質バイオマス活用施設（ボイラー、発電施設）で使用する森林由来の木質バイオマスの調達に要する経費	定額（2,000 円 / m ³ ） ただし、材積（m ³ ）は丸太換算とする。 (注)	1 補助金額の 30% 以上の増減 2 燃料調達先の変更

(注) 木質バイオマスの換算率（トンから m³等）は、木質バイオマス広域利用モデル形成事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）の別紙 2（丸太材積への換算係数）に拠る。

別表2（別表1の事業種目のうち、未利用バイオマス安定調達支援の補助対象事業量等の考え方について）

補助対象事業量等の考え方	
事業量	事業量は、別に定める木質バイオマス広域利用モデル形成事業事務取扱要領の別紙2（丸太材積への換算係数）により、事業実施期間における県産の未利用バイオマス利用量を丸太換算した針葉樹、広葉樹別のチップ材積（m ³ ）とする。
事業実施期間	当該年度における補助事業の実施期間であって、交付決定を受けてから完了するまでの期間とする。
補助対象事業量	補助対象事業量は、木質バイオマス広域利用モデル形成事業事務取扱要領別記様式第13号により算出する。 なお、補助対象事業量は事業量の1/2とするが、事業実施回数に応じて変動する場合がある。
事業を始めて活用する場合	事業実施期間における事業量の1/2
上記以外の場合	<p>1 事業量が前回事業活用時より増加した場合 下記（1）及び（2）の合計を補助対象事業量とする。 （1）前回事業活用時の補助対象事業量算出率（以下算出率とする。）に1/2を乗じた率を前回事業活用時の事業量に乗じたもの。※1 （2）前回事業活用時の事業量を上回る量※2に算出率を乗じたもの。</p> <p>2 事業量が前回事業活用時と同量の場合 前回事業活用時の算出率に1/2を乗じた率を事業量に乗じたもの。※1</p> <p>3 事業量が前回事業活用時より減少した場合 前回事業活用時の算出率に1/2を乗じた率を事業年度における事業量に乗じたもの。※1</p> <p>※1 ただし、事業年度以前に事業量が増加したことで算出率が複数ある場合は、増加前の事業量と増加量の比率で事業年度における事業量を按分し、各の算出率を継続した上で、1から3の規定により、補助対象事業量を算出する。 ※2 事業年度における事業量から前回事業活用時の事業量を除いたもの。</p>

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 ㊞

年度において、木質バイオマス広域利用モデル形成事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、木質バイオマス広域利用モデル形成事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容及び経費の配分 別紙1及び別紙「実施設計書」のとおり

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 補助金の口座振替名義及び番号

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ) ----- (漢字)		

4 添付書類

- (1) 実施設計書
- (2) 別紙1
- (3) 設計書又は製品カタログ（別表1の事業種目1の場合）
- (4) 見積書の写し（別表1の事業種目1の場合）
- (5) 口座の名義及び番号が確認できる通帳の写し
- (6) 宮城県の県税納税証明書
- (7) 暴力団排除に関する誓約書
- (8) 木材の安定調達に係る協定書又は覚え書の写し等
- (9) 事業主体が地域協議会の場合は、地域協議会の規約の写し

年度 木質バイオマス広域利用モデル形成事業変更承認申請書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました木質バイオマス広域利用モデル形成事業について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の配分
別紙1及び別紙「変更設計書」のとおり

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類
変更箇所を朱書きした補助金交付申請書の添付書類

年度 木質バイオマス広域利用モデル形成事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました木質バイオマス広域利用モデル形成事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

3 今後の見通しと対策

年度 木質バイオマス広域利用モデル形成事業実績報告書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は

名称及び代表者名

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました木質バイオマス広域利用モデル形成事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容及び経費の配分
別紙1及び別紙「事業実績書」のとおり

2 事業完了年月日 年 月 日

3 補助金の口座振替名義及び番号

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

5 添付書類

(1) 別紙1

(2) 事業実績書及び事業実績書添付資料

事業実績書

事業実施主体名

1 設置箇所の概要

設置場所 (住所)	
設置者氏名	
施設概要	(業種)
	(施設の概要)
	(熱利用方法)
	(電気利用方法)

2 申請器具の概要等

メーカー			
形式・型番			
出力	熱出力	k W	(kcal/h)
	発電出力	k W	(kcal/h)

3 燃料の購入計画（※予定箇所及び見込数値を記入すること。）

燃料購入先	購入先名称	年間購入予定量（いずれかに○）
		(k g ・ m ³)
		(k g ・ m ³)
		(k g ・ m ³)
合計		(k g ・ m ³)

5 添付書類

- (1) 設置状況の写真
- (2) 経費の根拠となる書類（領収書等）

事業実績書

概要

施設名称							
施設所在地							
実施期間	年	月	日	～	年	月	日
事業量 (m ³)	(計画)			(実績)			

(注1) 材積は、整数止めで記入すること。

(注2) 木質バイオマスの換算率（トンからm³等）は、事務取扱要領の別紙2（丸太材積への換算係数）に拠る。

燃料調達実績内訳（補助対象を含む全量を記載）

原木調達 業者名称	燃料加工 業者名称	燃料形態 (チップ・ペレット ・薪等)	燃料由来 (未利用材・製材 端材・輸入材等)	調達量	樹種	含水率
				m ³		%
				m ³		%
				m ³		%
				m ³		%
				m ³		%
				m ³		%
合計	/	/	/	チップ： m ³ ペレット： m ³ 薪： m ³ その他： m ³	/	/

その他（燃料調達に係る課題等）

(添付資料)

- (1) 燃料調達に係るサプライチェーンが確認できる書類等
- (2) 燃料調達量が確認出来る納品伝票等

年度 木質バイオマス広域利用モデル形成事業概算払請求書

第 年 月 号
日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 ㊞

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました木質バイオマス広域利用モデル形成事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求の理由

2 概算払請求の内容

事業種目	補助対象 事業量	補助対象経費 (円)	補助金	既受領額	今回請求額	残 額	備考
		円	円	円	円	円	
計		円	円	円	円	円	

(注 1) 事業量の欄には導入台数を、別表の事業種目 2 は材積を記入すること。

(注 2) 材積は、整数止めで記入すること。

(注 3) 木質バイオマスの材積 (m³) は丸太換算とする。

(注 4) 木質バイオマスの換算率 (トンから m³等) は、事務取扱要領の別紙 2 (丸太材積への換算係数) に拠る。

年度木質バイオマス広域利用モデル形成事業
補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 年 月 号
日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

㊞

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました木質バイオマス広域利用モデル形成事業について、木質バイオマス広域利用モデル形成事業補助金交付要綱第 7 の規定により、下記のとおり報告します。

	記	金	円
1 補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)			
2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額			
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額			
4 補助金返還相当額			

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事

殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別紙1

事業の内容及び経費の配分

(1) 事業費

事業種目	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
合計					

(2) 事業量

事業種目	事業実施主体	実施箇所	事業量(台又はm ³)		実施期間	
			補助対象事業量	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	
計						

(注1) 事業量の欄には、別表1の事業種目1は導入台数を、事業種目2は材積を記入すること。

(注2) 材積は、整数止めで記入すること。

(注3) 木質バイオマスの材積 (m³) は丸太換算とする。

(注4) 木質バイオマスの換算率 (トンからm³等) は、事務取扱要領の別紙2 (丸太材積への換算係数) に拠る。

(注5) 補助対象事業量は事務取扱要領別記様式第13号より算出する。